

また一方で、野生鳥獣は、人の生活圏に出没して悪影響を及ぼしたり、農作物や自然植生を採餌することにより農林水産業や生態系に被害を与える場合もあります。

このため、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を保護管理するため、鳥獣保護管理事業計画を策定し、この計画に基づく施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政に努めています。

(1) 野生鳥獣保護

① 管理体制

鳥獣行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の取締りについて適正な指導監督をする鳥獣保護管理員を、県下に102人設置しています。

② 鳥獣保護区の設定状況

鳥獣保護管理事業計画に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため県内には132箇所、面積70,836haの鳥獣保護区が指定されています。

なお、平成29年3月末現在の指定状況は、表3-9のとおりです。

また、鳥獣保護区の境界を明らかにするための標識の設置状況は表3-10のとおりです。

表3-9 鳥獣保護区指定状況

(平成29年3月末現在)

種 別	国指定		県指定		計	
	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)	箇所	面積 (ha)
大規模生息地の保護区	(1) 1	(1,318) 4,788	(-) -	(-) -	(1) 1	(1,318) 4,788
森林鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(3) 58	(1,455) 58,228	(3) 58	(1,455) 58,228
集団繁殖地の保護区	(1) 1	(21) 21	(-) -	(-) -	(1) 1	(21) 21
集団渡来地の保護区	(1) 1	(54) 842	(-) 1	(-) 172	(1) 2	(54) 1,014
身近な鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(-) 65	(-) 5,257	(-) 65	(-) 5,257
希少鳥獣生息地の保護区	(1) 1	(103) 320	(1) 4	(5) 1,208	(2) 5	(108) 1,528
生息地回廊の保護区	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(4) 4	(1,496) 5,971	(4) 128	(1,460) 64,865	(8) 132	(2,956) 70,836

※ () は特別保護地区で内数

表3-10 保護施設整備状況

区分	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
制 札	57本	45本	44本	31本	34本
案 内 板	1基	0基	0基	0基	0基
補助表示板	0枚	2枚	5枚	8枚	3枚

③ 休猟区の設定状況

狩猟鳥獣が減少した地区において、3年間休猟することにより狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、休猟区を設定しています。

平成29年3月末現在で1箇所、2,894haの休猟区が設定されています。

④ 特定猟具使用禁止区域の設定状況

銃猟による危険を防止するため、事故頻発地域、学校所在地、農林業上の利用が恒久的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のために入林者が多いと認められる場所、その他事故発生のおそれのある区域を、特定猟具使用禁止区域に設定しています。平成29年3月末現在で108箇所、48,039haの特定猟具使用禁止区域が設定されています。

⑤ 野生鳥獣の保護・管理等

ア 野生鳥獣の捕獲・飼育に係る許可等

野生鳥獣の捕獲は、キジ、ヒヨドリ、タヌキなどの狩猟鳥獣として指定されているものを、定められた猟期内（11月15日から翌年の2月15日まで）に狩猟者登録を受けて捕獲を行う以外は、法により禁止されています。

ただし、学術研究など特別な理由により環境大臣等の許可を得た場合には捕獲することができ、これらにより捕獲した鳥獣について市町村長から登録票の交付を受ければ、飼養できることとなっています。過去5年間における登録票発行件数（更新を含む）は、表3-11のとおりです。

イ 生息状況調査

(ア) キジ・ヤマドリの出合数調査

キジ・ヤマドリの出合数調査は、昭和43年から毎年全国一斉に実施しています。

本県も狩猟解禁の初猟日において、出猟者が確認したキジ・ヤマドリの出合数を鳥獣保護員が聞き取り調査しており、最近におけるその調査結果は、表3-12のとおりです。

(イ) ガン・カモ科鳥類生息調査

ガン・カモ科鳥類生息調査は、昭和44年度から毎年1月15日前後に全国一斉に実施しています。本県も職員及び全鳥獣保護員を動員して実施しており、最近の調査結果は、表3-13のとおりです。

ウ 傷病鳥獣の保護

公益社団法人鹿児島県獣医師会に委託して、保護措置を講じました。平成28年度に保護した鳥獣は、表3-14のとおりです。

エ 有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護管理事業の推進により野生鳥獣の保護繁殖が図られていますが、野生鳥獣は、その習性上農林水産物を食害すること等により被害を及ぼすこともあるので、農林水産業の振興等を図るために、有害鳥獣の捕獲を実施して、被害を最小限にとどめるよう努力しています。有害鳥獣として捕獲した鳥獣は、表3-15のとおりです。

オ 第二種特定鳥獣管理計画

近年、イノシシ・ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い中山間地域において、農林業被害が深刻化しているため、イノシシ・ニホンジカ・ヤクシカに係る第二種特定鳥獣管理計画を策定し、農林業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図っています。

表3-11 鳥獣飼養登録状況

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28
鳥 類	798羽	710羽	604羽	512羽	437羽
獣 類	157頭	132頭	118頭	107頭	102頭
計	955	842	722	619	539

表3-12 キジ・ヤマドリ出合数調査

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28
聴取人数	954人	645人	550人	606人	694人
キジ	193羽	140羽	150羽	167羽	204羽
ヤマドリ	44羽	37羽	36羽	40羽	72羽

表3-13 ガン・カモ科鳥類生息調査

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28
調査面積	4,190ha	4,199ha	4,198ha	4,207ha	4,217ha
調査人員	96人	95人	93人	83人	95人
ガン類	6羽	0羽	7羽	0羽	0羽
カモ類	26,355羽	25,284羽	35,019羽	42,434羽	46,618羽
ハクチョウ類	1羽	0羽	1羽	0羽	8羽

表3-14 保護した鳥獣の実績（平成28年度）

種 類	羽数・頭数	種 類	羽数・頭数	種 類	羽数・頭数
キジバト	10	リュウキュウコノハズク	1	イソヒヨドリ	3
ドバト	12	イカル	4	コサギ	0
スズメ	4	ムクドリ	8	カワセミ	4
トビ	8	アオバト	9	ミサゴ	2
シロハラ	3	オオミスズナギドリ	1	キジ	8
ヒヨドリ	7	アカショウビン	4	ゴイサギ	6
ツバメ	8	ハヤブサ	3	メジロ	1
サシバ	4	フクロウ	11	ルリカケス	2
		その他(42種)	128	合計	251

表3-15 有害鳥獣捕獲による捕獲状況

年度 区分	H24	H25	H26	H27	H28	
鳥 類 (羽)	カモ類	45	69	28	60	18
	キジバト	0	0	0	0	0
	カラス類	11,806	12,579	11,741	11,463	10,873
	スズメ類	197	649	428	264	169
	ヒヨドリ	2,823	230	3,698	583	1,109
	ドバト	1,596	704	749	993	1,271
	その他	184	254	264	133	312
	合計	16,651	14,485	16,908	13,496	13,752
獣 類 (頭・羽)	イノシシ	8,940	9,681	10,904	14,796	13,056
	タヌキ	1,437	2,104	1,883	2,559	2,841
	ノウサギ	141	121	127	139	59
	ニホンザル	1,737	1,027	1,331	1,107	1,012
	ニホンジカ	9,436	12,025	15,654	19,187	17,558
	マングース	0	0	0	0	0
	アナグマ	982	2,656	2,485	4,194	5,894
	その他	256	256	210	220	195
合計	22,929	27,870	32,594	42,202	40,615	

(2) ウミガメ保護

本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため「鹿児島県ウミガメ保護条例」を昭和63年に制定し、保護対策を講じています。

平成28年度に実施した保護対策事業は次のとおりです。

- ① 啓発事業
県ホームページや広報誌等による周知等
- ② 保護監視事業
 - ・ 市町村ウミガメ保護監視員設置費補助（15市町村、監視員延べ1,980人）
 - ・ 関係警察署によるパトロール
- ③ 県ウミガメ保護対策連絡協議会の開催
県、関係市町村、警察等の関係機関が情報交換等を行うことにより効果的な保護対策を確立することを目的とした協議会開催
(表3-16)

表3-16 ウミガメの上陸確認状況

区 分	年 度				
	H24	H25	H26	H27	H28
上陸確認市町村数	33	31	32	33	33
上陸確認頭数(延べ)	8,845 (990)	8,538 (1,389)	7,179 (585)	3,511 (564)	4,787 (1,387)

※ () 書きはアオウミガメで内数

(3) ツル保護

出水地域には毎年、1万羽以上のツル（ナベヅルやマナヅル等）が渡来し、そのほとんどが荒崎地区に集中して生息していたため、伝染病によるツルの絶滅が危惧される一方、地区外にも多数飛来して農作物への被害等の問題が生じていました。このため、国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている東干拓地区において、生息環境の改善・整備等を行い、ツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図るための「特定地域鳥獣保護管理事業」を平成8年度から実施しています。平成28年度の事業内容は次のとおりです。

- ① 農地の借上げ
ツルの渡来期間中、東干拓地区の海側の農地を休遊地として借上げ、ツルのため良好な生息地として確保しました。（約53ha）
- ② ネグラの整備
借り上げた農地の中に、ネグラを1箇所設置しました。（約1ha）
- ③ 目かくし網等の設置
借り上げ地については、車等の光を遮断するため、目かくし網を設置し、借り上げ地以外は農作物の被害を防止するため、赤銀テープの設置を行いました。
- ④ 給餌事業
休遊地において、広く粗く給餌を実施しました。
- ⑤ 環境等調査
出水・高尾野地域で越冬するツルの羽数調査を行いました。

(4) マングース対策

奄美大島におけるマングースは、1979年ごろハブの駆除を目的に奄美市内（旧名瀬市）に約30頭放獣されたといわれています。外来種であるマングースはその後増殖し、環境省の調査（平成8～11年度）では5千～1万頭前後が生息していると推定されました。環境省は希少種を含む生態系を保護する観点から、平成12年度から5か年計画でマングースの防除事業を実施し、生息数は当初の1／3程度まで減少したものの、同時に分布域の拡大や捕獲効率の低下が生じ、その完全な排除には至りませんでした。このため、環境省は平成17年6月から外来生物法のもとで、大幅に事業費を増額し、現在、平成34年度の完全排除を目指した防除が実施されているところです。

また、平成21年6月には、鹿児島市において、沖縄島、奄美大島以外では初めてマングースの生息が確認されました。県では、根絶に向けた効果的な防除と生息情報の把握に努めたところであり、現在は、既に絶滅したか、個体数が極めて少ない状態と考えられ、今後、時間の経過とともに根絶に向かっていく可能性が高いと推測されています。

なお、過去5年間におけるマングース捕獲実績は、表3-17のとおりです。

表3-17 マングース捕獲実績

区分	年度				
	H24	H25	H26	H27	H28
マングース防除事業（奄美）	197頭	130頭	71頭	40頭	28頭
マングース生息確認調査・防除事業（鹿児島市）	0頭	0頭	—	—	—

(5) 野生生物保護思想の普及啓発

① 愛鳥週間における啓発活動の推進

鳥獣保護の実効を期するためには、鳥獣に親しみ、その習性を知り、これを保護しようとする思想を広く県民に普及することが大切です。このため、県下の小・中・高校生から「野生鳥獣保護」をテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を愛鳥週間（5月10日から5月16日まで）中に表彰するとともに、入賞作品をイオンモールかごしま、鹿児島市平川動物公園及びかごしま県民交流センターに展示し、県民への普及啓発を図りました。平成28年度の応募状況は表3-18のとおりです。

また、野生鳥獣の保護思想を普及・高揚させることを目的として、愛鳥モデル校を2校指定（指定期間3か年）しました。

表3-18 愛鳥週間作品コンクール（平成28年度）

校種	ポスター	応募学校数
小学校	676	56
中学校	134	21
高等学校	35	5
計	845	82

※ 特別支援学校は各校種に含める。

② ウミガメ保護啓発活動

県ホームページ等を利用した広報、パトロール開始式でのアピール、市町村＝広報誌等による周知徹底を図りました。

(6) 希少野生動植物の保護対策

希少野生動植物はこれまで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」などの法令に基づき保護が図られてきましたが、希少野生生物調査の過程で、早急な保護対策を図る必要がある種があることもわかりました。

こうしたことから、捕獲等の禁止や生息地等における開発行為の制限などを規定した「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成15年3月に制定し、平成29年3月現在で38種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

また、平成26年3月に鹿児島県レッドデータブックに掲載している9つの生物分類群のうち、維管束植物を除く、8つの分類群のレッドリストを改訂するとともに、新たに藻類のレッドリストを策定しました。

平成28年3月には、維管束植物のレッドリストを改訂するとともに、「県版レッドデータブック」を改訂しました。

(7) 奄美群島生物多様性の保全

奄美地域は、種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定されているオオトラツグミなどの鳥類や、特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギなど希少な野生生物が生息しているほか、世界中で奄美にしか生息しない固有種が多く生息している世界的にも重要な地域です。

現在、「人間活動と野生生物との共存の確保」は、どの地域でも大きな課題となっていますが、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美群島では特に重要になっています。

このような状況に対応するため、環境省奄美野生生物保護センター（平成12年4月オープン）が、奄美に生息する野生生物の調査研究や、野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として、運営されています。

また、奄美大島の金作原地区、湯湾岳地区、大瀬海岸地区、山間地区、徳之島の母間地区など25地区が鳥獣保護区に指定されています。

(8) 野生生物の生息・生育環境の確保

・多自然川づくり

平成18年10月に定めた多自然川づくり基本指針において、「多自然川づくり」とは、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこととしており、河川の整備にあたっては、動植物の生息・生育・繁殖環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを積極的に進めることとしています。